原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第934回

令和3年1月14日（木）

原子力規制委員会

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第934回　議事録

１．日時

令和３年１月１４日（木）１０：３０～１１：４３

２．場所

原子力規制委員会　１３階　会議室Ａ

３．出席者

担当委員

山中　伸介　　原子力規制委員会　委員

原子力規制庁

山形　浩史　　緊急事態対策監

田口　達也　　安全規制管理官（実用炉審査担当）

渡邉　桂一　　安全規制調整官

川﨑　憲二　　安全管理調査官

角谷　愉貴　　管理官補佐

岡本　肇　　主任安全審査官

中原　克彦　　主任安全審査官

沼田　雅宏　　主任安全審査官

堀口　和弘　　主任安全審査官

大野　佳史　　安全審査官

照井　裕之　　安全審査官

小西　興治　　審査チーム員

東京電力ホールディングス株式会社

村野　兼司　　原子力運営管理部　部長

仲村　光史　　柏崎刈羽原子力発電所　所長付　部長

石崎　泰央　　原子力安全・統括部　原子力安全Ｇ　マネージャー

滝沢　慎　　原子力運営管理部　保安管理Ｇ　マネージャー

吉岡　巌　　原子力運営管理部　保安管理Ｇ　チームリーダー

沼田　和臣　　原子力運営管理部　保安管理Ｇ　担当

関西電力株式会社

吉田　裕彦　　原子力事業本部　副事業本部長

明神　功記　　原子力事業本部　原子力技術部門　プラント・保全技術　グループチーフマネジャー

井蓋　直臣　　原子力事業本部　原子力技術部門　プラント・保全技術グループ　マネジャー

木村　賢之　　原子力事業本部　原子力技術部門　プラント・保全技術グループ　リーダー

田口　広清　　原子力事業本部　原子力企画部門　シビアアクシデント対策プロジェクトチーム　マネジャー

江田　学司　　原子力事業本部　原子力安全部門　安全技術グループ　マネジャー

細川　雄作　　原子力事業本部　原子力安全部門　安全技術グループ　リーダー

濱野　淳史　　原子力事業本部　原子力安全部門　安全管理グループ　マネジャー

矢谷　友教　　原子力事業本部　原子力安全部門　安全管理グループ　リーダー

高橋　公平　　原子力事業本部　原子力安全部門　安全管理グループ

田中　和樹　　原子力事業本部　原子力土木建築センター　副長

４．議題

（１）東京電力ホールディングス（株）福島第二原子力発電所及び東通原子力発電所の保安規定変更認可申請について

（２）関西電力（株）美浜発電所３号炉、高浜発電所１・２・３・４号炉及び大飯発電所３・４号炉の設計基準への適合性について

（３）その他

５．配付資料

資料１　　７項目の反映に伴う保安規定の変更について（コメント回答）（福島第二原子力発電所、東通原子力発電所）

資料２－１　　美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉設置変更許可申請

（大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る施設評価）

資料２－２　　美浜発電所３号炉　新知見への適合状況説明資料（ＤＮＰに対する防護）

資料２－３　　高浜発電所１，２号炉　新知見への適合状況説明資料（ＤＮＰに対する防護）

資料２－４　　高浜発電所３，４号炉　新知見への適合状況説明資料（ＤＮＰに対する防護）

資料２－５　　大飯発電所３，４号炉　新知見への適合状況説明資料（ＤＮＰに対する防護）

６．議事録

○山中委員　定刻になりましたので、ただいまから原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、第934回会合を開催します。

本日の議題は、議題1、東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所及び東通原子力発電所の保安規定変更認可申請について、議題2、関西電力株式会社美浜発電所3号炉、高浜発電所1・2・3・4号炉及び大飯発電所3・4号炉の設計基準への適合性についてです。

本日は、プラント関係の審査ですので、私が出席いたします。

本日の会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、テレビ会議システムを利用しております。音声等が乱れた場合には、お互いにその旨を伝えるようにしてください。

議事に入ります。

最初の議題は、議題1、東京電力ホールディングス株式会社福島第二発電所及び東通原子力発電所の保安規定変更認可申請についてです。

それでは、資料について、説明を始めてください。

○東京電力（村野）　東京電力ホールディングス、村野でございます。

福島第二原子力発電所、東通原子力発電所の保安規定について、7項目の反映ということで、本日は説明させていただきます。

前回の審査会合で頂いたコメントへの回答ということで、滝沢保安管理グループマネージャーより説明をさせていただきます。

○東京電力（滝沢）　滝沢でございます。

それでは、資料に基づいて説明させていただきます。

まず、1ページ目は表紙でございますけれども、続いて、2ページ目でございます。前回の審査会合のコメント、二つ頂いております。それを上の四角の中の二つのポツで表しております。まず、最初のポツでございますけれども、福島第二、東通の保安規定などに柏崎刈羽を主語とした記載があるのが違和感があるというコメントでございまして、例えば、紙には書いてありませんけれども、「柏崎刈羽を運転する事業者の責任として、福島第一の廃炉を主体的に取り組み」といった記載がございますけれども、これについて、柏崎という主語があるのはおかしいと、違和感があるという御指摘でございました。

二つ目のコメントでございますけれども、二つ目のポツのところ、東通のリスク管理体制に関するコメントでございます。今回の補正申請では、重要なリスクに関するフローを追加しておりますけども、その適用時期につきまして、燃料搬入後としております。これに対して、文中中頃からですけども、燃料搬入前の段階でも、設計の前提に影響を与えるような大きなリスクが確認された場合、当該のリスクに対する対応について説明することということで、コメントを頂いております。

続いて、3ページでございますけれども、先ほど二つのコメントについて、表にしたものでございまして、回答も書いてございますけれども、詳細には、後続のスライドが詳しいので、こちらは割愛させていただきます。

続いて、4ページでございます。これは、指摘事項1への対応でございますけれども、コメントへの対応方針を記載しております。

下の四角の二つ目のポツでございますけれども、全体としまして、原子力事業者としての基本姿勢というのは、いずれの発電所にも適用できる共通なものだと基本的に考えておりますけれども、しかしながら、文中の下線部ですけども、基本姿勢の記載は、発電所所員が適用するに当たって、自身の発電所として主体的に取り組めるようにするべきと考えまして、コメントを拝承させていただいて、新しい文章を考えてまいりました。

続いて、5ページでございます。これは、文章を見直すに当たっての基本的な考え方を整理したところでございまして、2項目ございます。

四角の中、①でございますけれども、まず、柏崎刈羽の発電所で定めたものを原子力事業者としての基本姿勢として定義します。これは、各発電所に対して共通なものだと、先ほど申し上げましたけれども、それを具現化するものということで記載します。

さらに、ほかの発電所では、これを、基本を基にしまして、派生、マイナーチェンジさ

せていくということが①番に記載してあります。

続いて、変更箇所について、②番について記載してございますけれども、具体的には四角の下を御覧ください。基本姿勢の中に二つの項目がございますけれども、そこのところ、今、赤字、下線で書いてあります「柏崎刈羽」という言葉が出てまいりますけども、これを改めてまいります。

続いて、6ページでございます。ここからは、具体的な記載の変更内容に入ります。

先ほど、基本方針として二つの変更点があると申しましたけれども、これは2条に書かれておりまして、2条の構成は、2条の直下に概要を記載しておりまして、さらに、その後に7項目を列挙する構成となっております。

ここの6ページで御説明しているのは、この概要に関する部分でございます。具体的な変更について見てまいりますけれども、下線部です。「遵守にあたっては、柏崎刈羽原子力発電所の保安規定に定めた「原子力事業者としての基本姿勢」を基本とし」ということで、先ほど定義すると申しましたけど、そこのところを明確に書いております。さらに、「福島第二原子力発電所に適用するための「原子力事業者としての基本姿勢（福島第二原子力発電所）」」ということで、派生が福島第二になされたということが分かるように、括弧書きで記載しています。こういった記載にしております。

これは、今、2Fを例として説明しましたけれども、東通の場合には、これを東通に改めるということでございます。

続きまして、7ページでございます。まず、基本姿勢の1項目めでございますけども、その前に、7項目の基本姿勢を列挙している上に、隅括弧で、原子力事業者としての基本姿勢ということで、タイトルをつけておりますけども、ここのところに、福島第二原子力発電所というのを追加いたします。さらに1項目めでございますけれども、もともと「柏崎原子力発電所を運転する事業者の責任として」となっておりましたけども、ここのところを「原子力事業者（東京電力ホールディングス株式会社）の責任として」ということで、改めます。柏崎の場合には、事故の当事者が運転をするということで、特別感の大きなものでございましたので、「運転する」という記載になっておりましたけども、福島第二と東通に関しましては、より一般的な書き方として、このような書き方にしております。

続いて、8ページ目でございますけれども、項目2に関する記載でございます。こちらのほうに関しましては、「柏崎刈羽」と書いてあったものをそれぞれ「福島第二」「東通」と単純に書き換えるような形で、記載しております。

これが変更内容でございます。

9ページでございますけども、こちらは、参考でございますけども、ちょっと誤記がございます。右下のところ、注釈が書いてありますけども、「赤字は現行からの最終的な変更箇所」と書いてありますけども、正しくは、「赤字は補正申請書からの変更箇所」ということが正しいです。我々が出した補正申請書から、さきにコメントを頂いたものからどういうふうに直したかというところが赤字で書いてあります。ざっと見ますと、基本方針のところに先ほど概要と申し上げたところで変更がなされていて、さらに、1項目めと2項目めについて変更がなされています。

10ページ目は、その続きでございますけれども、3項目めから7項目めまで変更はございません。

続いて、11ページに参ります。これは、項目の2番目の項目でございますけれども、コメント内容を記載しているものです。

続きまして、12ページでございます。具体的な対応でございますけども、まず、四角の中ですけども、ポツが三つありますけども、上のポツは前回の御説明の資料から変えておりません、基本的に。ここに書いてあるのは、東通においても、柏崎刈羽と同様に、リスクに関する保安規定条文を設定しています。ただし、重要なリスク情報への対応については、附則にて適用環境を整理し、それまでの間は、通常のリスク管理活動を実施すると書いてあります。これは、燃料搬入後、搬入前までは通常のリスク管理活動を実施するというふうに読めます。

今回追加したのは、三つ目のポツでございますけれども、「なお、通常のリスク管理活動においても、原子力リスク管理基本マニュアルに定めるとおり、影響度に応じて社長に報告する」ということで、通常のリスク管理活動をしている間におきましても、社長に報告するということが、これはプロセスを改定するというのではなくて、現行のプロセスもこのような仕組みになっております。

具体的なマニュアルの記載につきまして、右下のところ、＊の一つのところですけども書いてございまして、読みますと、「リスクレベルの増加に伴う重要な決定に際してはリスク管理会議や経営層に対して上申すること」というふうに記載しております。

このページの図で、図の説明でございますけれども、リスク管理体制、二つ大きく分かれていまして、右側のところが重要なリスクに対応するところでございまして、燃料の搬入段階から適用するもの、左側が通常のリスク管理でございまして、現在においても適用

していると。それまでの間にも適用するものというものです。

基本的に、前回の説明資料と同じでございますけれども、先ほど申し上げた、マニュアルに規定されているプロセスについて、青矢印で追加しております。これによりまして、影響が大きいものは適宜報告されるということが分かるように、資料としております。

もう少し、ちょっと冗長になるところもありますけれども、プロセスについて御説明しますと、右の下のところ、＊二つのところですけども、プロセスについて記載しております。上の丸でございますけども、各主管グループはリスク情報を収集して、適宜設計へ反映していくと。要否を評価して反映していくということ。

さらに、二つ目のポツですけども、影響が大きいものが見いだされた場合には、適宜、社長を含む経営層に報告していくというプロセスになっております。

これが指摘事項2の対応でございます。

13ページ以降でございますけども、こちらは参考でございますので、説明のほうは割愛させていただきます。

私からの説明は以上になります。

○山中委員　それでは、質疑に移ります。

質問、コメントございますか。

○田口管理官　規制庁の田口です。

前回、私がコメントしたことについては、今回適切に修正されたと思っております。この修正で特に異論はございません。

その上で、ちょっと前回申し上げなかったことで、追加で記載の適正化のようなコメントを一つだけしたいと思います。

9ページを御覧いただきたいんですけれども、ここの上の塊の下の原子力事業者としての基本姿勢という見出しの下の「社長は」から始まるところの最初のところに、「福島原子力事故」という言葉があります。今から申し上げることは、更田委員長が様々な場で同じ趣旨のことを言っているので、お聞きになったことがあるかもしれませんけど、この福島という地名と事故というのを結びつける表現はなるべく、なるべくというか、やめてくれというふうに委員長も発言していますし。その趣旨は、福島という地名と事故だけ結びつけると、少しミスリーディングというか、実際は、施設で事故が起きたわけですけれども、その場所の事故であるような印象を与えるということで、更田委員長は地元に行ったときに、地元からもぜひやめてくれというふうに言われているということなのであります。

そうしたことも踏まえると、ここは、間に原子力と入っているんですが、より明確にするために、「福島第一原子力発電所事故」というふうに変えていただけないかなと思っております。ちょっと気づくのが遅くなりましたけれども、まだ間に合うので、内容の変更ではないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○東京電力（滝沢）　おっしゃられた趣旨については、よく理解できるところです。地名と事故というのを直接結びつける記載だと、誤解を生む可能性があるということで、我々としても理解のできるところでありますので、おっしゃられたとおり、「福島第一原子力事故」という形で修正をさせていただきたいと考えます。

○田口管理官　「福島第一原子力発電所事故」でお願いします。すみません、細かくて。

○東京電力（滝沢）　了解いたしました。

○山中委員　そのほかいかがでしょう。

○田口管理官　さらに、もう一個言うと、実は、これは、同じ内容を柏崎もこれでもう認可しちゃっているんですね。今すぐ直してくださいとは申し上げませんが、今後、何か保安規定を変えるタイミングで、同じように直していただければなと思います。

いかがでしょう。

○東京電力（滝沢）　はい。そちらのほうについても、対応させていただきます。今後の保安規定の申請の機会を捉えて、修正をしていきたいと思います。

以上です。

○田口管理官　私からは以上です。

○山中委員　そのほか、何かコメント、質問ございますか。

よろしいですか。

それでは、以上で議題の1を終了いたします。

ここで、一旦中断し、11時半から再開をいたしたいと思います。

（休憩）

○山中委員　再開いたします。

次の議題は、議題2、関西電力株式会社美浜発電所3号炉、高浜発電所1・2・3・4号炉、大飯発電所3・4号炉の設計基準への適合性についてです。

それでは、資料について説明を始めてください。

○関西電力（吉田）　関西電力の吉田でございます。

弊社の大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る施設評価につきまして、前回、12月15日

の審査会合にて、実用炉規則第83条対応に係る美浜3号機、高浜1・2号機のDGフィルタの試験及び蒸気発生器SG解析の結果を踏まえた評価を中心に御説明をさせていただきました。本日は、その前回の審査会合で頂きました御指摘事項3件の回答及び高浜1・2号機の試験結果に基づくフィルタの取替開始時間設定につきまして、より保守性を持たせて再設定をさせていただいておりますので、それに伴うフィルタの清掃作業や蒸気発生器注水による炉心冷却解析等への影響確認結果を中心に御説明をさせていただきます。

説明は井蓋から行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○関西電力（井蓋）　関西電力の井蓋です。

それでは、資料2-1、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉設置変更許可申請に関わる大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る施設評価について、説明いたします。

1ページ目でございます。前回、12月15日の審査会合での御指摘事項です。表のとおり、3件の御指摘事項があり、本日御説明いたします。

一つ目の御指摘事項は、高浜1・2号機の基準捕集容量の設定値について、差圧の立ち上がりが十分低い値で設定し、フィルタ清掃作業への影響を確認し、タイムチャート及び蒸気発生器注水による炉心冷却の解析結果の影響を説明することです。こちらについては、設定値変更後の影響確認結果について、スライド2～7を使用して説明いたします。

二つ目、三つ目の御指摘事項は、フィルタ試験装置のどこにどれだけの灰が堆積するのか。堆積した場合にフィルタへの悪影響はないか。及び、除灰要員の荷重について、裕度が小さい美浜3号機の燃料取替用水タンク等についての荷重評価の方針について、補足説明資料に記載することです。これらについて、補足説明資料に記載して、御提出させていただいております。

それでは、一つ目の御指摘事項について、次ページ以降で御説明いたします。

2ページ目でございます。一つ目の御指摘事項について、本ページで概要をまとめております。高浜1・2号機の基準捕集容量を再設定し、フィルタ取替の間隔を決定するための基準捕集容量の到達時間がフィルタ差圧の立ち上がりから十分低い領域となるように見直した結果、フィルタ取替着手時間は450分となります。これにより、フィルタ取替着手時間が200分ほど短くなりますが、24時間のフィルタ1セット当たりの清掃回数は、見直し前の1回から変更がないことを確認しています。フィルタ清掃回数の成立性については、見直し前の671分火山灰を付着させる試験条件において、清掃前の差圧が許容差圧に対して十分余裕があり、清掃後の差圧も回復しているため、その結果をもって問題なく実施可能

であると判断できます。

なお、DG機能を期待する時間は、基準捕集容量に到達する時間をさらに2分の1としているため、DG機能喪失時間は230分となります。DG機能喪失時間の変更により、負荷切り離し等の作業が100分早まりますが、タイムチャートにおいて、火山対応に必要な要員数は常駐要員数を下回っているため、対応は可能であることを確認しています。

また、DG機能喪失時間の変更に伴い、SG注水による炉心冷却の解析による概略推定を行った結果、SG最低水位が約17％程度となる見込みであり、炉心の著しい損傷に至らないことを確認しています。

次ページ以降、それぞれ詳細を説明いたします。

3ページ目でございます。基準捕集容量及びフィルタ取替着手時間の再設定についてです。

(1)DG改良型フィルタの性能試験結果から、フィルタ差圧曲線の差圧が高い領域を避け、差圧の立ち上がりが十分低い領域となるように基準捕集容量を35万g/m^{3}から25万g/m^{3}に再設定しました。

(2)その結果、表のとおり、基準捕集容量到達までの時間を算出し、結果、671分から479分となります。

(3)フィルタの基準捕集容量到達までの時間からフィルタ取替に要する時間20分を差し引いて、フィルタ取替の着手時間は450分と設定しております。

4ページ目でございます。フィルタ清掃回数の成立性確認です。

(1)フィルタ清掃回数の算出ですが、改良型フィルタはDG1基に対して2セット(1セット12枚)配備していることから、フィルタ1セット当たりの火山灰を捕集する回数は、資料記載の式で算出します。なお、初回は火山灰が付着していないフィルタであることから、フィルタ清掃回数は捕集回数から1回引いたものになります。結果、再設定したフィルタ取替着手時間等を基に計算した結果、高浜1・2号機は1回になります。

(2)フィルタ清掃回数の成立性確認ですが、基準捕集容量の再設定に伴い、フィルタ取替着手時間が200分短くなり、降灰継続時間24時間のフィルタ捕集回数は3回～4回となりますが、フィルタは2セットあるため、1セット当たりの清掃回数は1回で変わりません。また、再設定前の厳しい条件において、フィルタ清掃前の差圧が許容差圧に対して十分余裕があり、フィルタ清掃後の差圧も回復することを確認しているため、その結果をもって、24時間降灰継続時のフィルタ清掃は問題なく実施可能と判断しています。

5ページ目でございます。DG機能を期待する時間の再設定です。気中降下火砕物濃度を超えることを想定して、基準捕集容量に到達するまでの時間をさらに2分の1とし、DG機能を期待する時間を230分に再設定しております。

6ページ目でございます。炉規則83条対応のタイムチャートです。基準捕集容量の再設定に伴い、フィルタ取替着手時間及びDGの機能喪失時間が早まることになりますが、事象発生から降灰開始24時間後までの全ての時間帯で、タイムチャートに示す火山対応に必要な要員数は常駐要員数を下回っているため、対応は可能としております。

7ページ目でございます。SG注水による炉心冷却解析の成立性確認結果です。

(1)評価方法ですが、蒸気発生器注水による炉心冷却の解析は、DG改良型フィルタ閉塞時間が早まることにより、SBO発生が早まるため、考慮すべき崩壊熱が増加します。見直し後の条件において、既存の解析結果を基に、概略推定を行い、炉心冷却の成立性を確認しました。

(2)確認結果ですが、SG最低水位は約17%程度になる見込みであることから、SG2次側の保有水量は十分確保でき、炉心の著しい損傷に至らないことを確認できております。なお、本数値は概算値であるものの、参考資料にも添付しておりますが、これまで実施した概略推定と解析評価の結果の比較により、保守性があることを確認しています。また、今回の条件で、詳細な解析評価についても現在実施中であり、解析結果については、後日、補足説明資料に反映させていただきます。

御指摘事項についての回答は以上となりますが、最後に、御指摘事項3-1に関連するタンクの荷重評価について、補足説明させていただきます。

参考の3をお開きください。屋外タンクの静的荷重評価です。設置許可段階での降灰層厚に対する荷重評価の成立性確認の見通しを得るに当たり、裕度が小さい施設・設備については、設工認にて除灰用要員の荷重評価を考慮し評価する方針としております。これに当たり、設置許可段階で確認している降灰層厚に対する荷重評価の成立性確認における裕度の大小の前提となる設計上の余裕について、①評価温度、②除灰・除雪の観点も含めて、設工認にて今後説明させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○山中委員　それでは、質疑に移ります。

質問、コメントございますか。

○岡本主任審査官　規制庁、岡本です。

2点確認、認識合わせをさせていただきたいと思います。

まず、資料の7ページをお願いします。先ほどの御説明の中にも炉心冷却評価については、別途、詳細解析を実施中というふうな御説明がございましたが、まだ結果、SG最低水位等は得られていないという認識でしょうか。この点、御説明ください。

○関西電力（江田）　関西電力の江田でございます。よろしいでしょうか。

まず、最低水位については、ちょっとその速報値を入手してございまして、それによりますと、19％という値でございます。ですので、概略推定とともに、十分な水位が得られるという見込みを得てございます。これについては、先ほど申しましたように、補足説明資料のほうに入れさせていただいて、対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○岡本主任審査官　規制庁、岡本です。

速報値19％ということで、分かりました。こちらについては、事務局ヒアリングの中で、水位等を詳細に確認させていただきたいと思います。

次に、2点目の確認ですが、最後に、参考3、資料でいうと、後ろから2枚目について、簡単に御説明がございましたが、認識合わせだけなんですけれど、本件については、工認の強度評価等の中で、詳細な説明をお願いしたいということで、前回会合でお伝えしております。今回の説明については、今後の設工認段階における説明の方向性を頭出しされたものというふうに認識してよろしいでしょうか。この内容の是非については、この場で議論をするつもりではなくて、設工認の審査において、しっかりと確認させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○関西電力（明神）　関西電力、明神でございます。

今の御指摘のとおりで、本件につきましては、設工認の中で改めて御説明及び確認を頂く事項として考えております。ただしながら、前回の会合のときに、我々もこれはちょっと出しそびれたところもありますので、今後の見通しも一つのアイテムとして、参考扱いで資料に反映させていただくと、そういう扱いでございます。

以上でございます。

○岡本主任審査官　規制庁、岡本です。

今後の説明にある程度見通しがあるという情報だというふうに認識いたしました。いずれにせよ、次の段階できちんと確認させていただきたいと思います。

私からは以上です。

○山中委員　そのほか何かございますか。

○渡邉調整官　原子力規制庁の渡邉です。

本件の審査に関しましては、主な論点は、会合で指摘させていただいた論点は、全てお返しいただいたという認識であります。なので、審査会合については、本件については、これで一旦終了とさせていただいて、あと、細かいところについては、ヒアリングでも引き続き確認をさせていただきますけれども、問題がなければ審査の取りまとめのほうに入っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○山中委員　そのほか何か規制庁側から確認しておきたいことはございますか。

よろしいですか。

事業者のほうから何か確認しておきたいことはございますか。

○関西電力（吉田）　関西電力の吉田でございます。

特にございません。よろしくお願いいたします。

○山中委員　よろしいでしょうか。

それでは、以上で、議題の2を終了いたします。

本日予定していた議題は以上です。

今後の審査会合の予定については、1月15日金曜日、午後に地震・津波関係（公開）、1月19日火曜日にプラント関係（公開）の会合を予定しております。

それでは、第934回審査会合を閉会いたします。